

# *Regulatory update*

## *Insurance industry (May 2014)*



### **1. EIOPA**

#### **ソルベンシー II**

##### **保険会社のストレステスト**

2014年4月30日、欧州保険年金監督機構(以下「EIOPA」とする)は、ほぼ最終的な Solvency II の要求事項に対して非常に重要な洞察を提供する、2014年および2015年において実施される Solvency II の暫定的な報告に用いる「詳細な技術仕様書」を公表しました。重要な点としては、この技術仕様書が長期保証契約に関する新たな要求事項を基本的に含んでいる点です。本仕様書は、いくつかの分野における明確性を向上させましたが、多くの疑問点に対する重要な疑問点は未回答の状況のままです。長期保証契約を評価する際、および保険会社が、重要な主観性を要する領域の周辺において個社の見解を設定することを要求される場合に、取り扱いが明確になっていない重要な疑問点に対応することが重要になります。これらの仕様書とともに、EIOPA は公式に 2014 年第 2 四半期と第 3 四半期に実施され、2014 年 11 月に結果の公表が予想される「ストレス・テスティング・エクササイズ」を公表しました。本エクササイズの参加者には、生命保険会社および損害保険会社が含まれ、また、プルーデンス規制機構(以下「PRA」とする)が多くの大規模および中堅の保険会社グループに参加を呼びかけるものと思われます。次回のストレス・テスティング・エクササイズに関する EIOPA の公表は、Solvency II 導入に関する次の重要なマイルストーンになります。

次回のストレス・テスティング・エクササイズおよび 2014 年から 2015 年にかけての Solvency II の暫定的な報告の基礎となる仕様書が公表されました。本仕様書は、保険会社が長期保証契約についてどのように解釈し適用するかといった点をはじめとして、取り扱いが未確定な重要な分野についての取り扱いが明確になることを望んでいる保険業界から、待望されたものでした。本仕様書では、2013 年 1 月における長期保証契約の取り扱いから重要な変更はありませんでした。これは、既存モデルへの重要な変更や既存のリスク計測手法に重要な変更を行う必要がない保険会社にとっては、良いニュースです。しかし、本仕様書に重要な変更がないということは、例えば、償還権付社債の受容性や抵当付資産のマッチング・アジャストメントのように、残存している重要な未確定の分野について、各社が独自の見解を設定しそして適用しなければならないことを意味します。このストレス・テスティング・エクササイズは、2011 年から運営している EIOPA の最初のストレス・テスティング・エクササイズです。市場リスクは、一つの重要な分野であり続けています。多くの保険会社が、内部モデルにおいて国債をリスク・フリーの金融商品と同等と扱っていることから、保険会社は、特に国債金利ヘストレスをかける場合の金利の上乗せに特に興味を有しています。EIOPA が長期保証契約に関する議論を終了したため、これらのストレステストは規制当局だけではなく保険会社にとっても洞察に満ちたものとなるでしょう。

詳細は、[Hot Topics](#) を参照ください。

#### **Solvency II の詳細に関する更なる事項**

EIOPA は、2014 年 4 月 1 日に「Solvency II における実務的な技術基準 1 に関する公開コンサルテーション」を公表しました。オムニバス II 指令書の下で、保険会社および監督当局による、2015 年 4 月 1 日に開始予定とされている Solvency II の承認プロセスの準備に資するために、EIOPA は、実務的な技術基準 ITS を発行することができます。このコンサルテーションペーパーは、以下の項目を含んでいます。

- マッチング・アジャストメントの承認プロセス
- 内部モデルの承認プロセス
- グループ内部モデルの共同決定プロセス

- 固有のパラメーター設定に関する承認プロセス
- 付随的な自己資本項目の利用に関する承認プロセス
- 特別目的事業体

コンサルテーションは、2014年6月30日に締め切られます。

## その他の規制

### 監督カレッジの運営

EIOPAは、2014年4月2日(コンサルテーション日付は2014年3月14日付となっています)にCP-14/010「監督カレッジの役割と運営ガイドラインに関するコンサルテーションペーパー」を公表しました。本ガイドラインでは、クロスボーダーな保険会社もしくは再保険会社グループの監督についての監督官庁間の協力関係の明確化および改善、また、監督カレッジの運営方法をより良いものとすることを目的としています。本ガイドラインでは、クロスボーダーなグループ会社に関する監督官庁間における協力、監督官庁間の情報共有、および、保険会社ならびに再保険会社とのコミュニケーションといった論点に対応しています。コンサルテーションは、2014年6月30日に終了します。

### 将来におけるEUの成長を強調する

EIOPAのGabriel Bernardinoが、国際生命保険協会(AILO)の2014年会議で行った「金融サービスにおける真に一つの市場への道」のスピーチにおいて、如何にすれば、金融サービスにおける欧州の単一市場が現実のものとなるかについて、彼のビジョンを明らかにしました。彼は、スピーチの中で単一の金融市場となるための障害と、それにどのように対応すべきかについて検討しました。Eurofiは、Eurofiの2014 high level seminar in Athensから、ソルベンシーアII導入および国際保険規制を含む各種の金融サービス規制に関するニュースレターを公表しました。当該ニュースレターには、EIOPAのGabriel Bernardinoが寄稿したいくつかの保険に関する記事(「インフラストラクチャー・プロジェクト – リスクの再評価のためには、改善されたデータが必要」および「国際資本基準が国際活動のフィールドを補強する」とCarlos Montalvoが寄稿した記事(「再計測のジレンマ」)が掲載されています。

## 2. United Kingdom

### 保険金請求への対応に関するレビュー

金融行為監督機構(以下「FCA」とする)は、2014年4月9日に、家計保険および旅行保険の保険金請求への対応をテーマとしたレビューにおける検出事項を公表しました。その調査により、家計保険の契約者の65%、および、旅行保険の保険金請求者の64%が、保険金請求への保険会社の対応に満足していることが明らかとなりました。保険金請求に成功した個人では、より高い満足度を示しました。FCAは、保険会社が組織的に有効な保険金請求を否定する、もしくは、決済コストを搆取するようないかなる証拠も発見しませんでした。また、不十分なプロセスや管理に代表される故意による保険金請求対応の遅延に関するいかなる証拠も発見しませんでした。しかし、FCAは、顧客満足度を向上させるために、以下のような分野について改善することを期待しています。

- どのように保険金請求に関する電話を記録そして利用するか
- 改善が進んでいるが、保険金請求のオーナーシップとクライアントとのコミュニケーション
- 家計保険請求に関するサプライチェーンの管理
- 旅行保険においてどのように被保険者の健康状態を取り扱うか
- 多くの権限移譲がなされている中での保険金請求への対応
- 商品資料の明確化

FCAは、現在において新たな要求や規則の変更を要求していません。同機構は、2014年5月に、検出事項と改善に関する領域を最終化することを目的としています。

## 技術的準備金の計算

PRA は、2014 年 4 月に、2012 年に実施した技術的準備金のテーマ別レビューの第一段階に関するファイードバックを公表しました。本レビューは、保険会社の技術的準備金の計測における方法や結果を認めるものでも拒否するものではなく、むしろ、保険会社がどのように Solvency II における要求事項に対して適合しようとしているかを理解することを意図したものです。

PRA は、CP7/14 に続き、2014 年 4 月 25 日に監督ステートメント 5/14「Solvency II; 技術的準備金の計算および損害保険会社における内部モデルの利用」を公表しました。PRA の検出事項に基づいた要求事項は、損害保険会社が十分な水準の技術的準備金を計上し、そして、十分な資本を積むことを目的としています。

より詳細な内容は、[Hot Topic](#) をご覧ください。特定の分野において、PRA からの期待は非常に負荷が大きいとするコンサルテーションに対する回答者がありましたが、監督ステートメントにおいて若干の明確化がなされただけで、PRA の要求事項に適切に対応するために繰り返されるでしょう。PRA は、期待される結果を設定しますが、その期待に応えるために保険会社が遵守すべきいかなる具体的な方法も示しませんでした。PRA は、2014 年 4 月 2 日における生命保険会社による内部モデルの利用に関する課題に関する Solvency II から delegate pack を公表しました。delegate pack には、以下の事項が含まれています。

- 信用リスクモデルへの投資
- 依存関係と集約
- 長寿リスクのモデリング
- 市場リスク
- 近似的なモデリングに関するバリデーション

## 繰延税金に関するガイダンスの最終化

PRA は、2014 年 4 月 16 日に CP3/14 に続いて SS 2/14 「Solvency II: 繰延税金の認識」を公表しました。本監督ステートメントでは、Solvency II を適用するすべての保険会社における繰延税金の認識に関する PRA の期待を示しています。本監督ステートメントでは、(貸借対照表での認識とソルベンシー資本要件の計算の双方の観点から) 保険会社が 200 年に 1 度のイベントに対して繰延税金資産または税効果を計上できるかについて、非常に慎重な検討を要しています。PRA は、利益見込みの信頼性に関連して期待される内容についても説明しています。

## Solvency II データの収集

PRA は、2014 年 4 月 14 日に「2014 年と 2015 年における Solvency II データ収集エクササイズの要約」を公表しました。これらのエクササイズは、前年に実施されたエクササイズに類似し、そして取集された情報が、Solvency II への準備に利用ならびに移行において使用されるでしょう。PRA の最初の要求は、2014 年 5 月に全ての会社に対して送付されます。

## Solvency II におけるアクチュアリーの役割

英国アクチュアリー会(以下「IFoA」とする)は、2014 年 4 月 11 日に「Solvency II 体制下におけるアクチュアリーの役割に対する規制」を公表しました。本コンサルテーションでは、IFoA のメンバーが Solvency II の下で履行する役割に関する、適切で、リスクに焦点をあてた、そして適切に目的に合致した規制のフレームワークをどのように構築するかについて考慮しています。財務報告評議会(FRC)は、アクチュアリー向けの関連仕様書を策定しましたが、IFoA は会員のための適切な倫理フレームワークを策定する責任を有しており、また、会員が規則に反した場合に適用される規律を運営する責任も有しています。Solvency II の下では、数理、リスクマネジメント、内部監査は非常に公益性の高い役割となります。それらの責任を負っている IFoA のメンバー、および、責任を負うポジションに指名されるもしくは承認されることを求めている人は、自らの能力を示すために、IFoA のメンバーシップに加わることを望むでしょう。そのため、IFoA は利害関係のある第三者(例えば、保険会社の取締役、監督官庁)に対して、シニア・プロフェッショナルとしての役割を担う IFoA のメンバーは、課題に対応する能力を有することを証明するスキームを構築することを目指しています。コンサルテーションは、

2014 年 6 月 13 日に締め切られます。

## ロイズによる数理機能のガイドラインの公表

ロイズ・マーケット・アソシエーションは、「数理機能の報告書 – ロイズ・エージェントが Solvency II を解釈する際の簡易実務ガイド」を公表しました。本レポートは、保険引受方針および再保険の構築に対する意見形成を求めるための Solvency II の要求を満たすための数理機能に関するガイダンスを提供しています。

## 自然災害リスクの評価

英国保険協会(ABI)は、2014 年 4 月 29 日に「モデル化されていない自然災害リスクの評価に関する優良実務ガイド」を公表しました。本ガイドラインは、保険会社および再保険会社が自然災害リスクを評価するために役立ち、かつ、近年開発された業界の最善の実務のいくつかを共有することを目的としています。本レポートは、PwC の Dom del Re と Rebecca Wilkinson を含む多くの業界の専門家が共同で作成しました。本ガイドラインは、会社がモデル化されていない自然災害リスクを今以上に認識し、管理し、計量化することへのプレッシャーを増加させており、これらの作業は、Solvency II のみでなく、風評リスクや想定外の財務的損失に関連しています。

## 3. United States

### ORSA のサブグループ(ORSA Subgroup)

サブグループは、([PwC's Fall 2013 NAIC Meeting Notes](#)において要約された)2013 年の ORSA フィードバック・パイロット・プロジェクトに由来する ORSA Guidance Manual のドラフトの改定を議論するために、1 月 30 日に電話会議を行いました。提案された改定は、ORSA サマリーレポートの基礎が、取締役会への報告内容と関連していることの明確化、国際的な保険グループにより米国のみの提出の明確化、および、将来ソルベンシーの評価には、リスク・エクスポージャーが増加または減少するかの議論を含む、資本の予測に影響を与える将来リスクの議論が含まれ、そして、保険会社が採用する自社のリスク・エクspoージャーを変更する可能性のある措置の明確化を含んでいます。提案された改定は、'prospective'という言葉は、既存のリスクがより高まることと、保険会社の将来に潜在的な影響を与えるエマージング・リスクの両方を含むべきであると言及しています。

サブグループは、3 月 17 日までに改定案を示しました。サブグループは、5 月 2 日に電話会議を予定し、改定案を Guidance Manual に盛り込む検討を行う予定です。

サブグループは、2014 における ORSA パイロットについて協議し、電話会議の後に、第 3 回 ORSA パイロットへ参加する保険会社を探すためのサブグループのウェブページに案内が掲示されました。7 月 1 日までに ORSA サマリーレポートを提出するのであれば、保険者の主たるもしくは本拠地となる州に対する Email による通知の期限は、5 月 1 日となります。

### 国際保険関連委員会(International Insurance Relations Committee)

#### 保険監督者機構の活動

保険監督者機構は、1 月と 3 月に電話会議を行い、G-SIIs のための基礎的資本要件(以下「BCR」とする)の策定に関する保険監督者国際機構(以下「IAIS」とする)の提案に対する全米保険監督当局協会(以下「NAIC」とする)からのコメントについて、協議しました。NAIC のコメントは承認され、IAIS に提出されました。IAIS の ComFrame プロジェクトの協議については、以下の ComFrame ワーキンググループに関する要約をご覧ください。

#### グループ監督者

3 月の電話会議において、議長は、執行委員会が、顕著に進展している国際グループ監督について協議をしたことを報告しました。執行委員会は、監督者が持株会社レベルで会社の課題を認識し、国際的に活動するグループに対してグループベースの報告を要求することで、持株会社の監督者がリード監督者としてより

グループの活動を直接的に監督することを含めたモデルとなる持株会社法を提起することの必要性を協議しました。これらの協議に基づき、ComFrame 策定および分析ワーキンググループという新しいグループが組成されました。この、ComFrame 策定および分析ワーキンググループは、国際的に活動する保険グループの資本基準とともに、国際的に活動する保険グループ (IAIGs)に対する監督のための共通の枠組み (ComFrame) のレビューを実施し、コメントを準備します。オーランドにおけるミーティングの概要は、以下をご覧ください。

## ComFrame 策定および分析ワーキンググループ（ComFrame Development and Analysis Working Group）

ワーキンググループは、オーランドにおいてワーキンググループ発足のミーティングを開催し、国際的に活動する保険グループ (IAIGs)に対する監督のための共通の枠組み (ComFrame)について協議を行いました。本ワーキンググループの役割は、IAIS フィールドテストのプロセスへの米国保険監督機関による参加を促進することです。これに関連して、ワーキンググループは IAIS の代表からのプレゼンテーションによる説明を受けました。

IAIS の代表者は、ComFrame の策定フェーズにおける概要、および 2010 年に開始し、そして IAIS が 400 ページにわたるコメントのレビューを完了した結果、ほぼ完成に近い ComFrame のモジュールの概要について説明しました。IAIS は、2013 年にフィールドテスト・タスクフォースを立ち上げ、(国際的に活動する保険グループの認識、監督の範囲、グループベースの監督から構成される) モジュール 1 のフィールドテストは、2013 年 10 月に始まり、分析が 2014 年 6 月までに終了することが予定されています。

BCR を含む量的フィールドテストが最近開始されました。フィールドテストは、三つの基本的なバランスシート評価手法(連結グループを基礎とした IAIG 独自の経済資本モデル、法的な事業体における経済資本モデル、ならびに、調整して作成された貸借対象表の構成要素とともに、一般に公正妥当と認められた会計基準を使用したトータル・バランスシート・アプローチ)について調査しています。トータル・バランスシート・アプローチでは、投資資産は公正価値で評価されます。フィールドテストは、バランスシートのリスク感応度をテストするために、十分なストレスがかけられますが、これは、特定の保険会社もしくは法域に固有であることは意図されていません。ストレステストの目的は、異なる評価アプローチの比較可能性やリスク感応度を評価することのみにあります。

IAIS の代表者は、ComFrame のタイムラインを要約した上で、IAIS は BCR に関する最初のコンサルテーションペーパーを 2013 年 12 月にリリースしたことを伝えました。BCR の結果として策定されるより高い損失吸収力 (HLA) 要件は 2015 年、次いで国際保険資本規制(以下「ICS」とする)が 2016 年に策定され、ComFrame は 2018 年から適用される見込みです。第 1 回目の量的フィールドテストは実施中で、次のフィールドテストは 2015 年第 2 四半期から 2018 年にかけて実施される見込みです。質的フィールドテストは、IAIS 専門委員会が改定後の ComFrame の草案を承認した後の 2014 年 10 月から開始される見込みです。今後は、ICS のコンサルテーションが 2014 年末、包括的な ComFrame のコンサルテーションが 2015 年から 2017 年に公表され、2019 年から ComFrame が適用される予定となっています。

## 国際規制協働ワーキンググループ（International Regulatory Cooperation Working Group）

本ワーキンググループは、世界中で米国における規制実務を利用することを促進しています。2014 年に開催される様々な国際的なトレーニングプログラムに加えて、本ワーキンググループは NAIC および日本の金融庁が、将来にわたって定期的に面会することを合意した相互の連携に関する共同文書について公表しました。

本ミーティングの後、アラブ首長国連邦は、NAIC がアラブ首長国連邦と協働するよう依頼をし、これは満場一致で承認されました。議長は、多くの保険会社は、アラブ首長国連邦を優先的な市場と考えている旨を述べました。NAIC は、アラブ首長国連邦と覚書について協議することを望んでいます。

## 金融安定化タスクフォース（Financial Stability Task Force）

議長は、本タスクフォースが 1 年足らず前にどのように組成されたかから議論を始め、州監督者が SIFI を指定する際の影響に関する課題を検討するフォーラムについての協議を行いました。さらに、議長は(上述の

ComFrame ワーキンググループでとりまとめられる)資本規制の策定に関する IAIS の動向について協議しました。その中で、議長は、国際保険規制が BCR にどのように相互に作用するかが不明確である点を指摘し、タスクフォースがこれらの国際的な資本規制要件の策定状況に関する進捗、および、これらの資本規制要件がどのようにリスク・ベース・キャピタルの要件に影響を与えるかについてモニタリングすることを提案しました。

#### 非銀行、非保険会社の指定プロセス

タスクフォースは、2014 年 1 月 8 日付で金融安定理事会により公表された諮問文書「G-SIFI における非銀行、非保険会社の認識に関する評価手法」について協議しました。本諮問文書に関する 1 つの疑問は、保険会社の非銀行、非保険子会社が、銀行監督者の指定に関するバーゼル委員会の指定とは無関係に、G-SIFI とされるかという点にあります。コメントの締め切り期限は、4 月 7 日です。

#### グループ資本提案

北米 CRO 協議会の代表者は、IAIS のグループ資本提案に関する懸念点について協議しました。CRO 協議会の主な懸念点は、提案の中で、資本基準が最低資本要件もしくは運営資本レベルの最低満たす必要のある資本金額を目指すのかが明確でないことです。さらに、法域における資本要件は維持されるのか、ならびに、グループ資本評価が、資本を一つの事業体から他の事業体に移転し、潜在的に個社の事業体を弱いまにするリスクについて懸念が示されました。

#### 注

1. 上記 1.EIOPA、2.United Kingdom に記載の内容は、PwC UK 作成の [Being better informed May 2014](#) より抜粋して作成しております。
2. 上記 3. United States に記載の内容は、[NAIC Meeting Notes, Spring 2014](#) より抜粋して作成しております。

## お問い合わせ先

あらた監査法人

〒104-0061 東京都中央区銀座 8-21-1

住友不動産汐留浜離宮ビル

aaratapr@jp.pwc.com